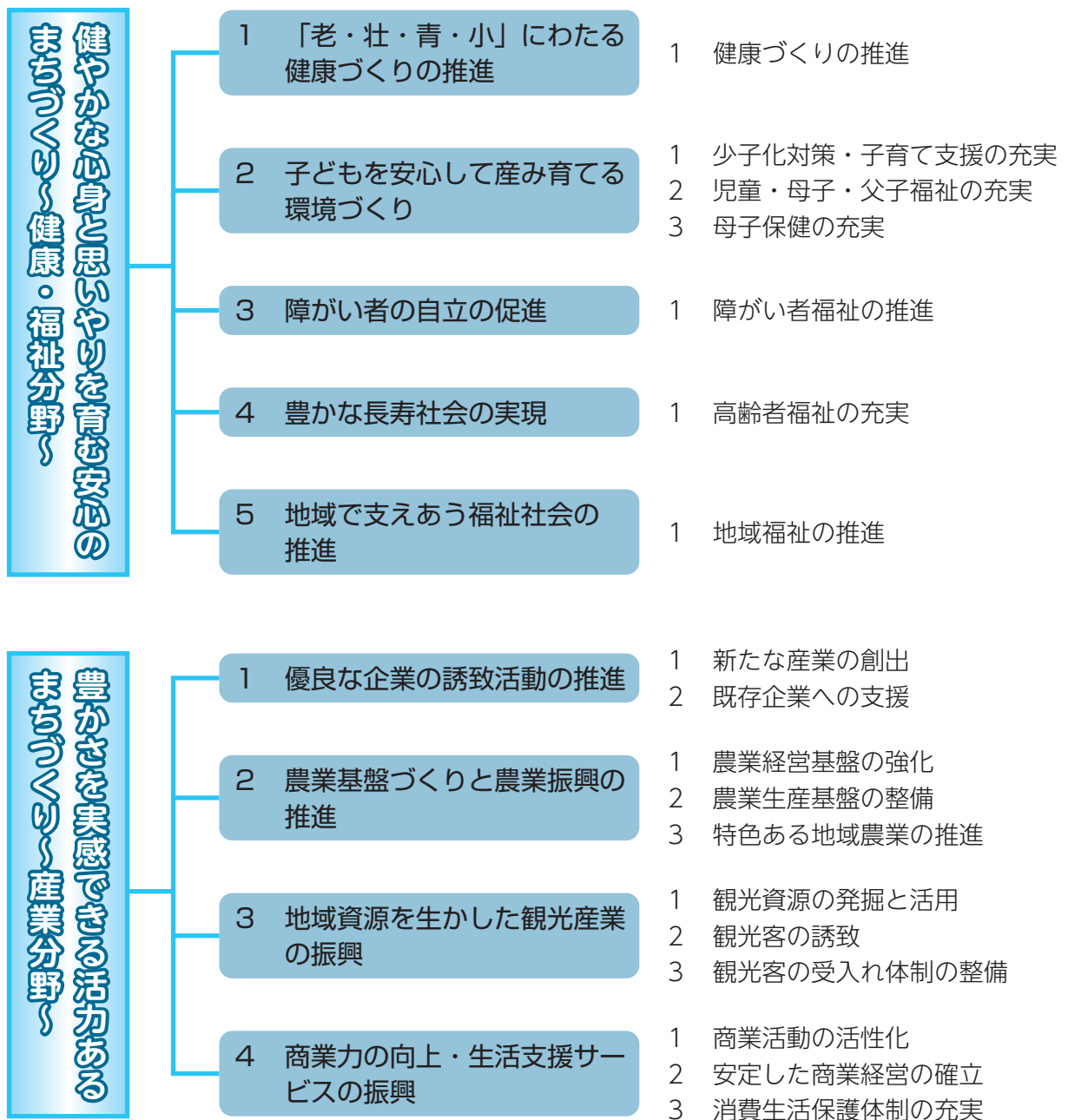
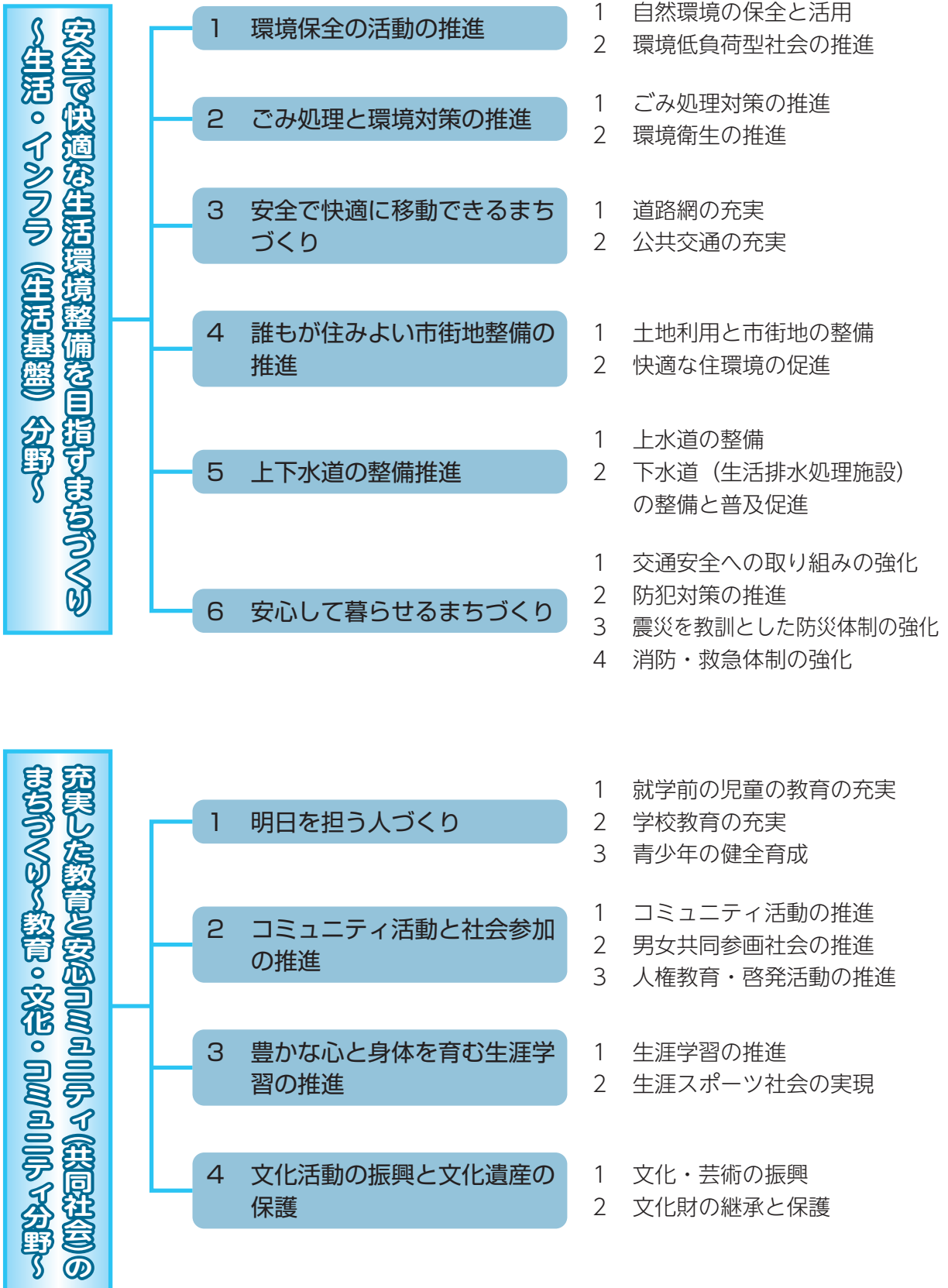
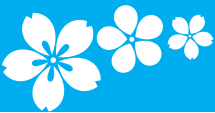
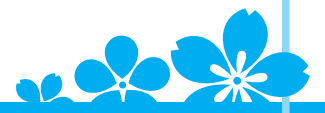


第1節 施策の大綱

「安全・安心で活力あるまち いばらき～みんなでキャッチボールしてまちづくり～」の実現に向け、次の施策の大綱に基づきまちづくりを進めます。







安全・安心なまちづくりを推進する
安全・安心なまちづくりを推進する
安全・安心なまちづくりを推進する

- 1 効率的な行政の運営
 - 1 効率的な行政運営の推進
 - 2 利用しやすい行政サービス
- 2 安定した財政運営
 - 1 健全な財政運営の推進
- 3 共生・創造によるまちづくりの推進
 - 1 まちづくり情報の共有化
 - 2 協働によるまちづくりの推進
- 4 広域行政の推進
 - 1 広域行政の確立
- 5 情報化と国際化の推進
 - 1 情報化の推進
 - 2 国際化の推進

序論 第1章

序論 第2章

基本構想 第1章

基本構想 第2章

基本計画 第1章

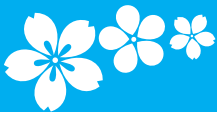
基本計画 第2章

基本計画 第3章

基本計画 第4章

基本計画 第5章

資料編



第2節 施策の大綱（概要）

第1章 健やかな心身と思いやりを育む安心のまちづくり ～健康・福祉分野～

1 「老・壮・青・小」 にわたる健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて健やかで安心した生活を送ることができるよう、住民一人ひとりの健康意識の向上に取り組みます。

また、各種健診・保健指導*の受けやすい体制をつくるとともに、内容の充実を図ります。

2 子どもを安心して産み育てる環境づくり

子育てに関する相談及び情報提供の充実を図り、地域ぐるみでの子育て環境づくりを推進するとともに、延長保育，一時保育，低年齢児を対象とした乳児保育事業など保育サービスの充実に努めます。

また、母子・父子家庭等のひとり親家庭に対し、生活の安定や自立を促進するための支援・援助を行います。

3 障がい者の自立の促進

地域社会の理解と協力の下に、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう生活支援の充実を図るとともに、積極的な社会参加を促進するための環境整備を行います。

4 豊かな長寿社会の実現

高齢者の生きがいづくり，介護予防*の推進など自立支援対策を進めるとともに，支援や介護を必要とする高齢者に対する介護保険*サービスの充実を図ります。

5 地域で支えあう福祉社会の推進

住民一人ひとりの地域福祉*意識の醸成を図るとともに，社会福祉協議会*などの関係団体等と連携し，地域福祉の推進体制を整備します。



第2章 豊かさを実感できる活力あるまちづくり ～産業分野～

1 優良な企業の誘致活動の推進

工業団地への企業立地をPRし、企業誘致を図ることにより、新たな産業の創出を推進します。

また、既存企業の町内への定着化を図るため、経営基盤の強化を支援します。

2 農業基盤づくりと農業振興の推進

基幹産業である農業の活性化を目指し、認定農業者*や新たな担い手の育成などの後継者・農業労働力対策を推進するとともに、水田の再整備などによる優良農地の確保と有効利用に努めます。

また、農産物のブランド化や環境保全型農業*を推進するとともに、6次産業化による農業経営の多角化を促進し、新しい農業の展開を図ります。

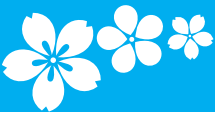
3 地域資源を生かした観光産業の振興

魅力ある観光地づくりを目指し、本町の有する自然資源や文化資源の有効活用を図ることで、独自の魅力と特色を創出し、他産業との連携による新たな観光プログラムの開発や観光ネットワークの整備を推進します。

4 商業力の向上・生活支援サービスの振興

市街地の活性化を図るため、魅力と活力のある商業環境の整備を促進するとともに、商工会と連携しつつ、企業の経営相談の充実など、経営力向上の支援を図ります。

また、住民が安心して消費生活を送ることができるよう、関係団体との連携によるトラブルへの対応力強化や、消費生活に関する必要な知識の普及に努めます。



第3章 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ～生活・インフラ（生活基盤）分野～

1 環境保全の活動の推進

本町の豊かな自然環境を守るため、涸沼などの水辺環境及び緑地の保全と活用に係る取り組みを強化するとともに、住民一人ひとりの自然環境保全の重要性に対する認識を深め、町全体で環境保全に取り組みます。

また、地球規模で進む環境問題に対応するため、住民に適切な知識の普及を図り、身近にできる取り組みを促すとともに、省エネルギーの推進に努めます。

2 ごみ処理と環境対策の推進

持続可能な循環型社会*を目指すため、リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（資源として再利用する）の3R活動を推進するとともに、ごみの減量化に向けた住民の意識向上を図ります。

また、地域住民、県及び警察との連携の下、不法投棄対策や公害防止活動を推進し、調査・指導・監視体制の強化を図ります。

3 安全で快適に移動できるまちづくり

住民生活の利便性の向上と快適で安全な道路環境の確保に向け、生活道路・都市計画道路*等の計画的整備や適切な維持管理を推進します。

また、公共交通の利便性を高めるため、バスやタクシーの運行について事業者との連携を図るとともに、交通弱者を対象とした助成事業を推進します。

4 誰もが住みよい市街地整備の推進

本町の活性化を図るため、自然環境の保全と開発整備の調和の取れた規制・誘導を行い、地域特性を生かした適切な土地利用と市街地の整備を推進します。

また、住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、住宅の耐震化やバリアフリー*化等の住民への普及・啓発に努めるとともに、住宅周辺における良好な環境形成を推進します。



5 上下水道の整備推進

上水道については、良質な水を安定的に供給するため、上水道施設の整備を進めるとともに、効率的で健全な水道事業の運営を推進します。

下水道（生活排水処理施設）については、地域特性を踏まえながら、計画的な公共下水道及び農業集落排水施設の整備推進、合併処理浄化槽の設置促進などの生活排水対策に取り組みます。

6 安心して暮らせるまちづくり

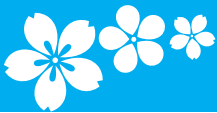
交通安全対策については、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に関する啓発活動と交通安全教育に取り組み、住民の交通安全意識の向上に努めるとともに、交通安全施設の適切な整備を図るなど、安全で快適な道路環境づくりに努めます。

防犯対策については、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域住民やボランティアとの連携の下、地域ぐるみの防犯活動を推進します。また、防犯意識の啓発や防犯施設の充実を図り、犯罪のない地域環境の整備に努めます。

防災対策については、東日本大震災を教訓として、平時から家庭における減災対策の普及や地域ぐるみの防災意識の高揚を図るとともに、あらゆる災害を想定した防災対策事業や応急体制づくりを推進し、災害に強いまちづくりを目指します。

消防対策については、消防施設や消防資機材類の充実に努めるとともに、人材の育成と確保により消防体制を整え、火災等の災害に対し、迅速な対応に努めます。また、住民一人ひとりの火災予防力を高めるため、積極的な情報提供を行い、防火意識の啓発を推進します。

救急対策については、救急車両や資機材の適切な整備に努めるとともに、救急時の応急手当について知識や技術の普及を図り、住民同士での救護能力の向上を図ります。また、医療機関との連携の下、救急現場や搬送途中から救命治療を開始する体制を整備し、救命率の向上を図ります。



第4章 充実した教育と安心コミュニティ（共同社会）のまちづくり ～教育・文化・コミュニティ分野～

1 明日を担う人づくり

就学前児童の教育については、家庭や地域との連携を密にし、家庭教育に関する情報提供や子どもの発達段階に応じた学習機会の提供等による成長支援に努めます。

学校教育については、少人数指導やティーム・ティーチング*等のきめ細やかな指導により質の高い教育を推進するとともに、町内小中学校の再編を進め、適正規模・適正配置の実現を目指します。

また、青少年の健全育成を図るため、文化、スポーツ、ボランティア活動などに積極的に参加できるよう、活動機会の充実を図るとともに、自主的グループ活動を支援し、これら取り組みを青年層への支援に継続することにより、まちづくりの未来を担う人材育成を推進します。

2 コミュニティ活動*と社会参加の推進

地域住民の絆を育み、より良い地域社会を構築するため、環境、防災、防犯などの多分野における地域コミュニティ活動の育成・支援を推進するとともに、地域活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。

また、男女共同参画*の環境づくりや人権意識の高揚・啓発に取り組みます。

3 豊かな心と身体を育む生涯学習*の推進

住民が自ら生涯学習や文化活動に取り組むことができるよう、地域での活動機会や学習内容の充実に努めるとともに、社会教育施設*の整備を推進します。

また、住民がスポーツ・レクリエーション活動を生涯にわたって楽しめる環境整備に取り組みます。

4 文化活動の振興と文化遺産の保護

文化・芸術に関する学習機会の提供と文化協会加盟団体などの支援に努めるとともに、文化活動拠点の整備を推進します。

また、町内における各種文化財の保護・活用を図るとともに、地域で受け継がれてきた伝統文化を継承するため、地域住民へのふるさと意識の醸成に努めます。



第5章 安全・安心で活力あるまちづくり

～安全・安心で活力あるまちづくりに向けた基盤づくり～

1 効率的な行政の運営

効率的かつ計画的な行政運営を推進するため、行政評価*制度の導入により、事務事業の整理合理化や事務処理の効率化を図るとともに、職員的能力開発や政策形成能力の向上に努めます。

また、住民に信頼され、親しみやすい行政を目指し、行政窓口の利便性の向上や分かりやすい行政サービスの提供に努めます。

2 安定した財政運営

厳しい財政状況を踏まえ、住民の納税意識の高揚に向けた取り組みを行うとともに、国や県の補助金や交付金等の有効活用など、新たな財源の確保に努め、限られた財源の中で最大の効果が発揮できるよう、効率的な財政運営に努めます。

また、住民に対して町の財政状況等を公開し、財政運営の透明性の確保を図ります。

3 共生・創造によるまちづくりの推進

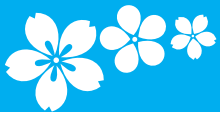
住民の声をまちづくりに反映することができるよう、住民意見の提出及び聴取の機会を確保するなど、広報広聴活動や情報公開を充実させることにより、住民のまちづくりへの参画意識の向上を図ります。

また、まちづくりへの適切な役割分担と連携が図れるよう、住民と行政双方の協働*意識の醸成に努めるとともに、行政の効率化の観点から民間活力の導入を推進します。

4 広域行政*の推進

ごみ処理やし尿処理などについて、周辺自治体間で構成される一部事務組合による共同事務処理を推進し、行政運営の効率化を図ります。

また、多様化する住民ニーズに適切に対応するため、観光や産業振興、広域交通、土地利用などの自治体間の広域的な連携事業を強化し、交流人口の増加を促進します。



5 情報化と国際化の推進

行政の情報化については、高速通信網を利用した行政サービスの向上に努めるとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）*の活用を検討します。また、情報漏えいの防止など、職員の情報管理技術の向上を図ります。

国際化の推進については、住民の異文化への理解を促進するため、国際交流事業の充実を図るとともに、本町に在住する外国人への生活支援の充実に努めます。